

大和市長光丘中学校いじめ防止基本方針（平成30年）

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条にあるように、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

1.いじめ防止等に関する基本的な考え方

※本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命及び身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを放置する事が無いよう、いじめが心身に及ぼす影響を配慮しつつ、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める事を旨として、いじめ防止等のために対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心にしたコミュニティー作りに努めます。

※いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはけません。

※学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組む事ができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2.いじめ防止等に関する内容

（1）いじめ未然防止のための取り組み

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通認識を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒と関わる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施します。
- ① 生徒対象アンケート調査 年3回（4月、8月、1月）
 - いじめに特化した調査2回（6・11月）（「よりよい学校生活のためのアンケートを活用」）
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（4・8・1月）
 - ・生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
- ③ スクールカウンセラー（SC）・スクールソーシャルワーカー（SSW）の活用
- ④ いじめ相談窓口の設置
 - ・「いじめ防止委員会」（生徒指導連絡協議会）で毎週確実に情報共有に努めます。
 - ・相談・通報のあった事案は、「いじめ防止委員会」を通して情報を共有し、事実確認を確実にを行い、重大案件については「いじめ事案特別委員会」を設置します。
 - ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ④ STOPitの啓発および活用
 - ・本年度より大和市全中学生が活用できる「STOPit」の使用目的等の啓発につとめるとともに、「いじめを傍観しない」という基本的な考え方を、授業や講演会等を通して全校生徒に浸透させます。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。いじめの事実が確認された場合は、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめに関わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認をします。
- ・いじめを受けた生徒が安心して登校できるために、必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し必要な措置を講じます。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担している行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめの当事者間における争い等を生じさせないよう、いじめの事案に関わる情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会、所轄警察署及び諸機関と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広まってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教室、保護者会等で啓発活動を行います。

3.いじめ防止委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」（「生徒指導連絡協議会と兼ねる」）を設置し、週に1回開催します。いじめと疑われる相談・通報があった場合は、会議を緊急開催します。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当、学年主任、教育相談コーディネーター（CD）、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針、年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4.重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ事案特別委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ事案特別委員会」の構成

・校長、教頭、学校生徒指導担当、学年主任、学年生徒指導担当、担任、教育相談コーディネーター（CD）、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭、他

※事案内容により、構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性
・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5.その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点の趣旨を学校評価項目に加え、適正に自校を評価します。

- ・いじめの早期発見につながる取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

6. いじめ対応フローチャート

平成 30 年度大和市立光丘中学校いじめ対応フローチャート

